

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 過疎地域における県税の特例に関する条

例及び離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

税務課

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

過疎地域における県税の特例に関する条例及び離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十三号

過疎地域における県税の特例に関する条例及び離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

- 一 過疎地域における県税の特例に関する条例（昭和四十五年岡山県条例第四十四号）第二条第四項
- 二 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例（平成五年岡山県条例第二十三号）第二条第四項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 過疎地域における県税の特例に関する条例及び離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。